

2025年5月13日

各位

会社名 大成温調株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 水谷 憲一
(コード番号：1904 東証スタンダード市場)
問合せ先 上 席 執 行 役 員 池田 仁久
TEL：(03)5742-7300

株式報酬制度の一部変更および継続に関するお知らせ

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）を対象として導入しております信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を一部変更したうえで継続することに関する議案（以下「本議案」といいます。）を、2025年6月24日開催予定の第74回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の一部変更・継続について

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対する株式報酬制度として、本制度の導入に関する議案を2020年6月29日開催第69回定時株主総会において上程し承認可決されました。

当社は、上記株主総会決議に基づきこれまで本制度を運用してきましたが、今般、本株主総会において承認可決されることを条件として、本制度の対象者に当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除きます。）を追加するとともに、その内容を一部変更したうえで継続することといたします。

本議案による変更後の本制度に基づく報酬は、本定時株主総会終結日の翌日から2030年6月の定時株主総会終結の日までの約5年間（以下、「対象期間」といいます。ただし、下記2. (3)のとおり、対象期間を延長することがあります。）の間に在任する取締役に対して支給いたします。

なお、主な変更点は以下のとおりです（詳細は2. をご参照ください）。

項目	変更前	変更後
対象者	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）
対象期間	2020年6月定時株主総会終結日の翌日から2025年6月定時株主総会終結の日まで	本定時株主総会終結日の翌日から2030年6月定時株主総会終結の日まで
対象期間において、対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金額の上限	合計金 75 百万円	合計金 179 百万円（うち社外取締役分は 8 百万円）
対象者に付与されるポイント総数の上限	1 事業年度あたり 15,000 ポイント	1 事業年度あたり 17,900 ポイント（うち社外取締役分は 800 ポイント）
株式交付時期	退任時	在任時（原則として毎事業年度）

譲渡制限	なし	あり（原則として退任時まで）
------	----	----------------

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入したものです。本議案による変更の趣旨は下記のとおりです。

即ち、①社外取締役については、経営の監督のみならず中長期的な企業価値向上の観点から経営に対して助言を行うという役割に見合う報酬を支給すること、②取締役が交付を受ける株式に退任までの譲渡制限を付すことによって、株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを趣旨としております。

2. 変更後の本制度の概要

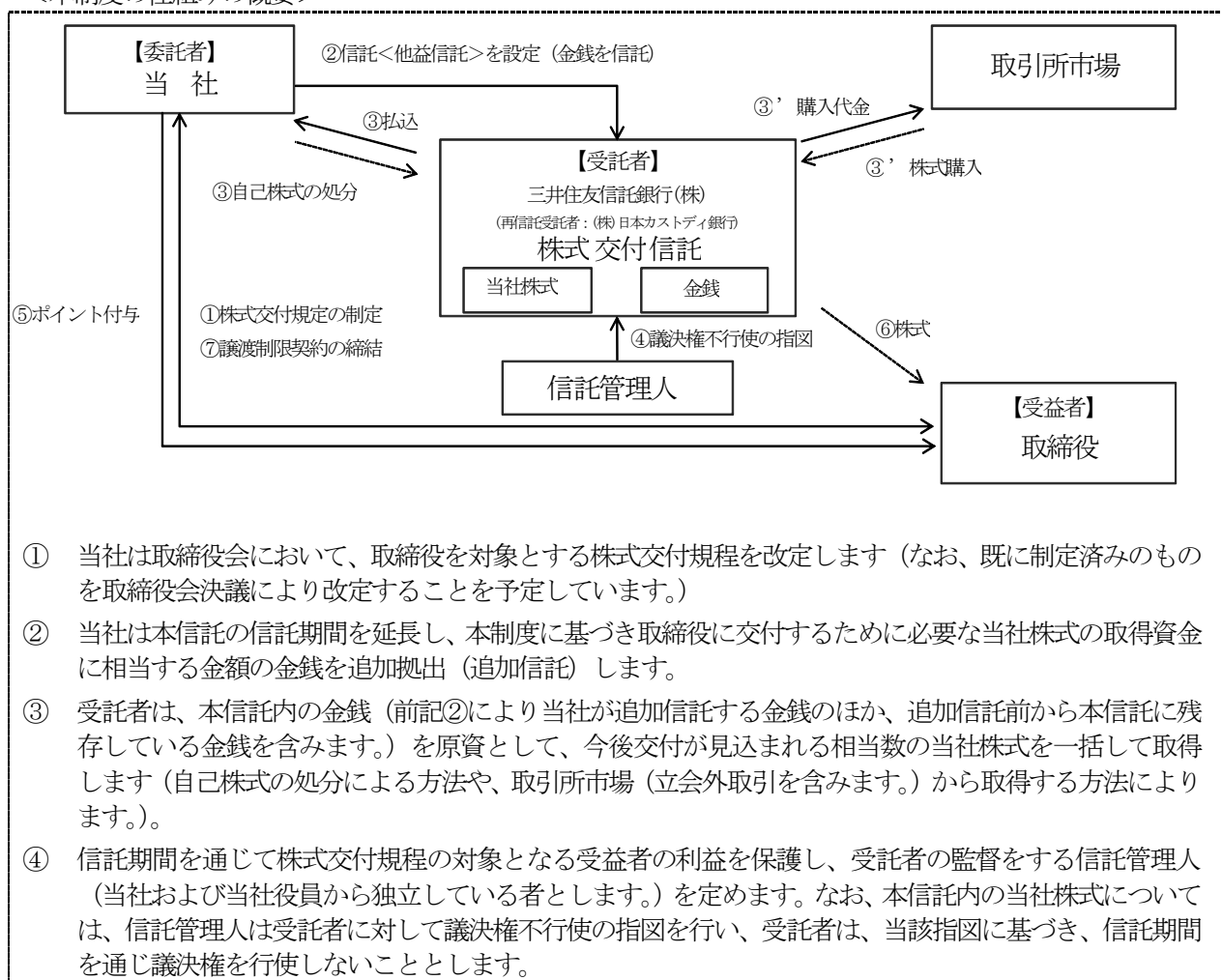
(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2020年に設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づき取締役が当社株式の交付を受ける時期は、従前、退任時としておりましたが、本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、本株主総会後の期間における職務執行の対価として取締役に付与するポイント見合いの当社株式については、退任時ではなく、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則としてポイント付与の日の同事業年度内）に交付したうえで、退任までの期間の譲渡制限を付けるものとします。

また、本議案による変更前の本制度に基づき取締役に付与済みのポイント見合いの当社株式については、退任時ではなく、本株主総会後、当社が別途定める時期に交付したうえで、退任までの期間の譲渡制限を付けるものとします。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役会において、取締役を対象とする株式交付規程を改定します（なお、既に制定済みのものを取締役会決議により改定することを予定しています。）
- ② 当社は本信託の信託期間を延長し、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金に相当する金額の金銭を追加拠出（追加信託）します。
- ③ 受託者は、本信託内の金銭（前記②により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程および本信託に係る信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 本株主総会終結日後の期間における職務執行の対価として付与されたポイント見合いの当社株式の交付は、当社と当該取締役との間で、交付日から退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結することを条件として行います。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（２）信託期間

本信託は、当初の信託期間を約５年間（２０２０年８月２１日から２０２５年８月末日まで）として設定しましたが、これを５年間（２０３０年８月末日まで）延長します。ただし、下記（３）のとおり、さらに信託期間の延長を行うことがあります。

（３）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、本制度により取締役に支給する株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金 179 百万円（うち社外取締役分は 8 百万円）を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として追加信託することとします。本信託は、当社が信託した金銭（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決議により、対象期間を約５年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金 34.2 百万円（うち社外取締役分は 1.6 百万円）を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（５）のポイント付与および当社株式の交付を継続します（以降も同様とします。）。

（４）本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の取得は、上記（３）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しております。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（３）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（５）取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり17,900ポイント（社外取締役分は800ポイント）を上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて合理的に調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手續を経ることを条件として、原則として信託期間中の毎事業年度（上記①のポイント付与の都度、原則として各ポイント付与の日の同事業年度内に）、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。（注）

なお、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

注：上記（1）のとおり、本議案による変更前の本制度に基づき付与済みのポイントについては、かかるポイントを保有している取締役は、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結すること、その他所定の手續を経ることを条件として、当社が別途定める時期に、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から係るポイント見合いの当社株式の交付を受けます。

（6）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（7）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

（8）信託終了時における当社株式および金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2.（5）①により付与されるポイント見合いとして交付される当社株式については、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（各

取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。).

- ① 取締役は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から当社の取締役を退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該当社株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等
ただし、付与するポイントの対象である職務執行期間の途中で退任した場合等、退任以後に本制度に基づき当社株式を交付する場合には、譲渡制限を付さずに当社株式を交付します。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社および当社役員から独立した第三者を選定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託契約日	2020 年 8 月 21 日
信託の期間 (延長後)	2020 年 8 月 21 日～2030 年 8 月末日 (予定)
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以上